

令和7年1月15日

現1～5年生の保護者のみなさま

東大阪市立桜橋小学校
PTA会長 松本 健一

令和7年度のPTA学年委員選出について

厳寒の候、平素は本校のPTA活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、今年度最後の懇談会が下記の通り行われますが、その後、令和6年度のPTA学年委員を選出いたします。ご多用のことと存じますが、ご出席お願いいたします。

桜橋小PTAといたしましては、一人でも多くの方に立候補していただき、できる限り抽選等での選出を控えたいと考えています。何卒、立候補についてご検討いただきますようお願いいたします。なお、立候補していただく方は希望票を、前日までに必ず担任の先生に提出してください。

また、欠席された場合も、PTA学年委員選出での決定は尊重していただきますのでご了承ください。

記

1. 日 時

学年	月日	懇談場所	時間
現1年	2月28日(金)	体育館	授業参観終了後14:45頃～懇談会を行います。懇談会終了後、次年度のPTA学年委員の選出を行います。
現2年	2月13日(木)	体育館	
現3年	2月18日(火)	教室	
現4年	2月27日(木)	体育館	
現5年	2月14日(金)	体育館	

2. 連絡事項

- ・桜橋小学校PTA規約(抜粋)を右面に記載しています。立候補される際の参考にしてください。なお、懇談会当日もPTA担当の方から各委員会の活動内容について説明があります。
- ・令和6年度のPTA学年委員に選出された方は、後日案内させていただくPTA全委員会(新年度最初の参観日を予定)に出席していただきます。
- ・二人以上の児童がいる保護者が下の学年で先に学年委員に決まり、その後上の学年の児童でも同じく委員に選出された場合、上の学年の委員が優先されます。

また下の学年での欠員は、その学年の補充委員が繰り上げされます。

(例. 現4年生と現5年生の児童がいて、現4年生の学年委員に選出され、その後日に現5年生でも学年委員に選出された場合は、現5年生を優先する。その分の現4年生の欠員は、その学年の補充委員が繰り上げされる。)

東大阪市立桜橋小学校 PTA 規約（抜粋）

第 7 章 学年委員および常置委員

第 25 条（定数、選出方法、兼務、役割）

- 1 学年委員は補充要員（2 名）を含め学年毎に 12 名を定数とし、翌年度からの学年委員を毎年 2 月に保護者から立候補を募り、定数が不足する場合は、抽選により選出する。
また、立候補者が定数を超える場合は立候補者のなかから抽選とする。（ただし、新 1 年生の保護者は、入学後に同様の方法で選出する）ほか、別に定める委員会選出細則による。
- 2 選出された学年委員は、第 26 条の委員会（常置委員会）の常置委員を兼ねる。
- 3 学年委員は、学年内の保護者相互の連絡をはかると共に、学年内の保護者を代表する。

第 26 条 （各常置委員会の名称）

- 1 本会に次の常置委員会を置く。
 - ① 施設美化委員会
 - ② 企画実行委員会
 - ③ ベルマーク委員会
 - ④ 広報委員会
 - ⑤ 地域活動委員会
- 2 前項のほか、実行委員会の決議により臨時に委員会を置くことができる。

第 27 条 （常置委員会のおもな任務）

- 1 施設美化委員会は、美化活動による学校の衛生管理、また給食を通じて児童の健康管理をはかる。
- 2 企画実行委員会は、会員の親睦および心身の健康や教養の向上をはかる。
- 3 ベルマーク委員会は、ベルマーク集約を通じて教育設備の充実をはかる。
- 4 広報委員会は、学校行事や PTA 活動取材し、機関紙を発行して広報する。
- 5 地域活動委員会は、地域や学校行事にかかる PTA としての役割を補助する。

第 32 条（補充要員）

学年委員（常置委員）に欠員が生じた時は、補充要員が引き継ぎ後任となる。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

東大阪市立桜橋小学校 PTA 委員会選出細則（抜粋）

第1条（学年委員の選出）

学年委員は補充要員（2名）を含め学年毎に12名を定数とし、翌年度からの学年委員を毎年2月に保護者から立候補を募り、定数が不足する場合は、抽選により選出する。

また、立候補者が定数を超える場合は立候補者のなかから抽選とする。（ただし、新1年生の保護者は、入学後に同様の方法で選出する）

なお、1家庭から1名のみ、きょうだいが居る場合は、上の子の学年での当選が優先する。

<例：6年の兄、3年の弟が居る場合>

3年生の保護者として学年委員に立候補、定数内は当選、定数超えは抽選。

ただし、6年の保護者の立候補が定数不足になると抽選で当たる場合あり。

抽選で当たると6年の保護者としての学年委員となる。

第2条（2巡目まで免除）

児童1人につき、原則1回は、その保護者が役員または学年委員に選出されるものとする。

また、1度学年委員を経験された方は、2巡目となるまでは、次の学年委員には当たらない。

（ただし、立候補を除く。なお、補充要員は交代が無い場合、学年委員としての経験には含まれない。）

第3条（役員・委員長経験者の免除）

1度役員もしくは委員長を経験された方は、役員および学年委員の役割を家族単位で免除される。（ただし、立候補を除く。）家族単位とは、例えば夫婦のどちらかが経験すると、該当することを児童が卒業するまで、役員及び学年委員の役割が免除されることをいう。また、双子もしくは三つ子の児童については、別々ではなく1人の児童と同じ扱いとする。

----- キ ----- リ ----- ト ----- ル -----

希望票 令和7年____月____日 現____年____組

児童名（_____）

保護者名（PTA会員名）（_____）

私は下記の委員に立候補します。

※希望の委員に○をしてください。

（施設美化・企画実行・ベルマーク・広報・地域活動・どれでもよい）